

有限会社総合療育リハ・サービス 新型コロナウイルス対策 令和2年4月10日作成

情報共有と連携	○感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取り組みを職員が連携して推進すること
	○積極的疫学調査への円滑な協力のため、自身の行動の把握、症状出現後の接触者リスト、業務記録、勤務表、施設内に入入りした者の記録等を準備すること
行動指針	○利用者および職員間の感染を防止することを最優先として日々行動すること
	○症状がなくてもマスクを着用し、できるだけ人との距離をとるようにすること
	○手洗い、うがいを徹底すること
	○自身と利用者の健康状態について把握するよう努めること
	○業務以外でも、3密を避けて行動すること
	○業務上の連絡・報告・相談は、メール、LINE等のアプリを活用し、職員が集まる機会を極力作らないようにすること
	○冠婚葬祭等の大人数の集まる場への出席を控えること
	○可能な業種は、業務に支障が出ない範囲で直行・直帰の体制で勤務すること
	○海外渡航、緊急事態宣言が発令された都道府県や2週間以内に感染者が急激に増加した地域への外出は控えること
	○上記の地域へ外出しなければならない場合は、事前に会社に申告すること 帰宅後は速やかに管理者へ連絡し、外出中の行動について報告すること
	○緊急事態宣言が発令された都道府県や2週間以内に感染者が急激に増加した地域から家族が帰宅した場合は、会社に速やかに申告すること
検温	
	○出勤前に検温を行い、発熱などの症状が認められる場合には出勤しないこと
	○出社後速やかに検温を行い、事業所所定の方法で記録すること
	○過去に発熱が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状などが改善傾向となるまでは出勤しないこと
消毒の徹底	
	○一日一回、職員・利用者が触れる場所について消毒すること
	○消毒の方法は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する または次亜塩素酸水、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、水拭きを行い乾燥させる
	○次亜塩素酸ナトリウム液の噴霧は行わないこと
施設への立ち入り	
	○利用者の保護者や業者等の施設内への立ち入りは入り口、玄関など限られた場所で行い、施設内に立ち入る場合には、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること
	○施設内に入入りした者の氏名、来訪日時・連絡先について記録すること
送迎時の対応	
	○送迎車に乗る前に体温を確認し、発熱が認められる場合にはご利用を断ること
	○送迎時は窓を開けるなど換気に留意する（ただし送迎時の安全を優先すること）
	○送迎後は車内の利用者の接触頻度が高い場所を消毒すること
活動時、リハビリテーション提供時の留意点	
	○療育、ADL維持等の観点から、日々の活動やリハビリの提供は重要である一方、感染防止の観点から以下のような点に留意して行うこと
	○実施人数の縮小、同時同場所での提供を控える、十分な換気下で行う、適切な距離を確保する、声を出す機会を最小化、マスク着用・清掃・消毒の徹底をするなど